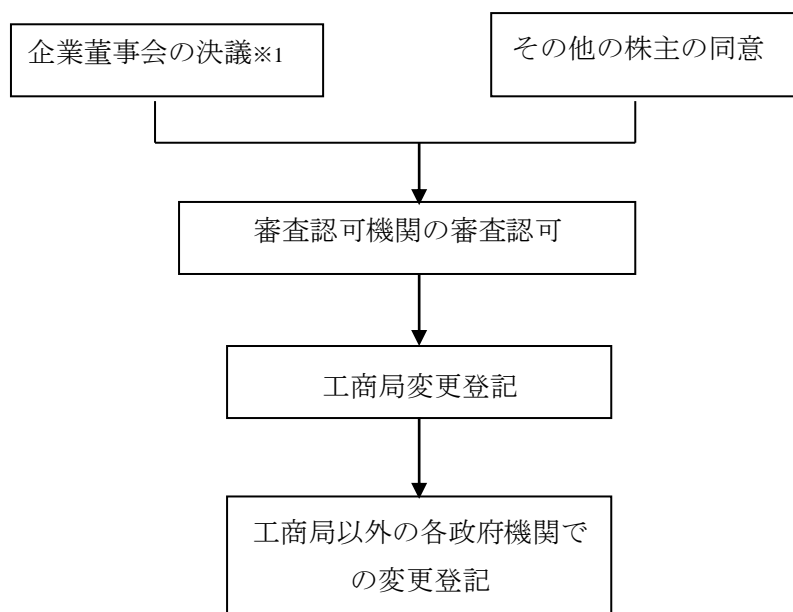


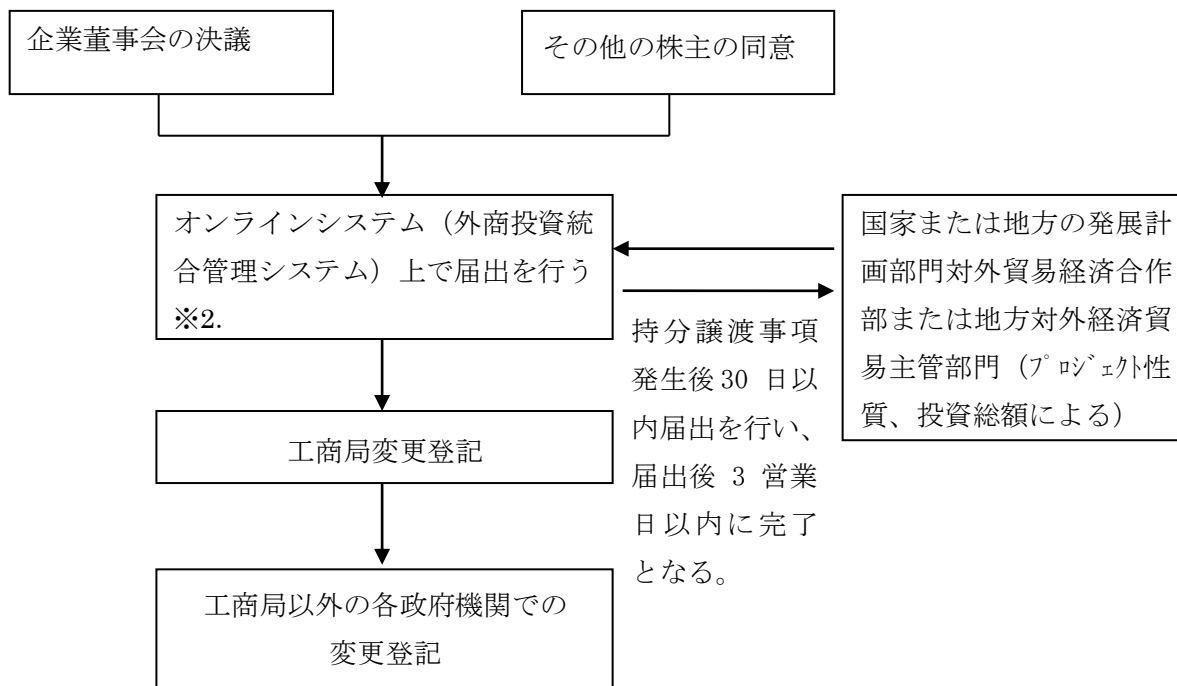
持分譲渡フローチャート（外商投資参入特別管理措置の分野（ネガティブリスト）に該当する場合）



※1. 中外合弁企業の場合は企業董事会の決議が必要だが、外資独資企業の場合は定款の規定により企業董事会又は株主会の決議が必要になる。

注：国有資産等の特別な場合は、別途手続等が必要である。

持分譲渡フローチャート（外商投資参入特別管理措置の分野（ネガティブリスト）に該当しない場合）



※2. 「外商投資企業の設立及び変更における届出管理に関する暫定弁法」（2017年7月30日改正）（商務部令〔2017〕2号により、持分の変更は変更届出事項と規定されていますが、外商投資の上場会社や全国中小企業株式譲渡システムに登録されている会社については、例外的に、外国投資者による持分比率の変動が累計5%を超えた場合、または相対的な支配地位に変更があった場合のみ、当局への届出が必要となる。

注：国有資産等の特別な場合は、別途手続等が必要である。